

公益財団法人 地域創造基金さなぶり

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人 地域創造基金さなぶりと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、未曾有の東日本大震災と大津波、そして原発事故に見舞われた東北の人とまちと暮らしが彩り豊かになることを目指す。市民が市民を支え、地域課題解決のための公益活動を行おうとする多様な主体と、公益活動に共感し参加と支援と協働を行おうとする人々を対象に、社会的・経済的諸資源の仲介等をはかり、持続可能な郷土と、未来の子どもたちに誇りを持って受け継ぐことのできる新しい日本社会を創造することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益の増進に資する事業に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
 - (2) 公益の増進に資する事業に対する資金貸付、債務保証、助成、顕彰等を行う事業
 - (3) 公益の増進に資する不動産等の資源を活用する事業
 - (4) 前2号に掲げるもののほか、公益の増進に資する事業に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
 - (5) 公益の増進に資する事業に対するコンサルティング、並びに講座、セミナーの開催事業
 - (6) 公益の増進に資する事業に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
 - (7) 公益の増進に資する事業に関係した普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
 - (8) 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
 - (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本国内において行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 設立者は、現金300万円を、当法人の設立に際して拠出する。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類につい

ては、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第11条 当法人に、評議員5名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及び配偶者又は3親等以内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他財産によつて生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会はすべての評議員をもつて構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 役員の報酬等並びに費用に関する規程
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要があるときは、いつでも開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定めた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条、第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録

により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第18条第1項の理事会において定めるものとし、第20条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(評議員会規則)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員等)

第25条 当法人に次の役員を置く。

理事 5名以上15名以内

監事 4名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事より、副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び第25条第2項の業務を執行する理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行われなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引。

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第33条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第34条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、当法人への助言や協力を行い、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第2節 理事会

(設置)

第35条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第33条の責任の免除

(開催)

第37条 通常理事会は、毎年定期的に、年4回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会は各理事が招集する。
- 3 理事長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第41条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(理事会運営規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的及び評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第46条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第48条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第49条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 委員会

(設置等)

第50条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者等のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第52条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事、監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規定
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

決算報告書

自 2019年1月1日

至 2019年12月31日

公益財団法人 地域創造基金さなぶり

宮城県仙台市青葉区大町1-2-23

桜大町ビル602

貸借対照表

2019年12月31日現在

公益財団法人地域創造基金さなぶり

(2019. 12. 31) (2018. 12. 31) (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	2,377,929	1,993,879	384,050
預金	11,898	2,911,034	△ 2,899,136
未払金	2,776	41,621	△ 38,845
前払金	0	900	△ 900
貯蓄	0	400,480	△ 400,480
立金	89,956	90,905	△ 949
前払費用			
流動資産合計	2,482,559	5,438,819	△ 2,956,260
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特定資産			
助成事業財産	15,025,343	13,981,793	1,043,550
特定資産合計	15,025,343	13,981,793	1,043,550
(3) その他固定資産			
什器備品	4	78,735	△ 78,731
ソフトウェア	1	27,720	△ 27,719
敷金	57,283	57,283	0
その他固定資産合計	57,288	163,738	△ 106,450
固定資産合計	18,082,631	17,145,531	937,100
資産合計	20,565,190	22,584,350	△ 2,019,160
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払助成金等	0	1,292,000	△ 1,292,000
未払金	628,435	1,776,463	△ 1,148,028
未払金	474,977	290,957	184,020
前払金	473,277	505,953	△ 32,676
預金	542,100	0	542,100
未払消費税等			
流動負債合計	2,118,789	3,865,373	△ 1,746,584
負債合計	2,118,789	3,865,373	△ 1,746,584
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
民間助成金	3,119,779	4,058,316	△ 938,537
受取特別寄付金	14,905,564	12,923,477	1,982,087
指定正味財産合計	18,025,343	16,981,793	1,043,550
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(15,025,343)	(13,981,793)	△ 1,043,550
2. 一般正味財産			
一般正味財産	421,058	1,737,184	△ 1,316,126
一般正味財産合計	421,058	1,737,184	△ 1,316,126
正味財産合計	18,446,401	18,718,977	△ 272,576
負債及び正味財産合計	20,565,190	22,584,350	△ 2,019,160

正味財産増減計算書

2019年 1月 1日から2019年12月31日まで

公益財団法人地域創造基金さなぶり

	(2019.1-12月)	(2018.1-12月)	(単位:円)
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収益	300	0	300
特定資産運用収益	300	0	300
特受事業	0	354	△ 354
託主事業	0	354	△ 354
受取補助金	9,624,210	14,028,619	△ 4,404,409
受取寄附金	8,530,210	12,957,855	△ 4,427,645
受取寄附金	1,094,000	1,070,764	23,236
受取寄附金	938,537	4,493,320	△ 3,554,783
受取寄附金	938,537	4,493,320	△ 3,554,783
受取寄附金	18,070,218	12,228,072	5,842,146
受取寄附金	2,626,546	431,927	2,194,619
受取寄附金	15,443,672	11,796,145	3,647,527
受取寄附金	242,602	310,512	△ 67,910
受取寄附金	61	12	49
受取寄附金	242,541	310,500	△ 67,959
経常収益計	28,875,867	31,060,877	△ 2,185,010
(2) 経常費用			
給福会	29,785,164	33,564,140	△ 3,778,976
交流会	5,350,493	7,538,035	△ 2,187,542
交通費	1,031,994	1,147,884	△ 115,890
通減消耗品	823,133	541,228	281,905
印刷費	15,237	0	15,237
光賃保証諸租研新広支委支管	2,267,049	1,943,333	323,716
光賃保証諸租研新広支委支管	578,981	679,212	△ 100,231
光賃保証諸租研新広支委支管	98,999	101,344	△ 2,345
光賃保証諸租研新広支委支管	265,290	261,483	3,807
光賃保証諸租研新広支委支管	144,738	215,248	△ 70,510
光賃保証諸租研新広支委支管	0	10,692	△ 10,692
光賃保証諸租研新広支委支管	750,815	1,015,211	△ 264,396
光賃保証諸租研新広支委支管	56,279	68,357	△ 12,078
光賃保証諸租研新広支委支管	684,583	687,341	△ 2,758
光賃保証諸租研新広支委支管	23,588	126,543	△ 102,955
光賃保証諸租研新広支委支管	787,250	2,180,000	△ 1,392,750
光賃保証諸租研新広支委支管	82,750	196,654	△ 113,904
光賃保証諸租研新広支委支管	542,279	230,498	311,781
光賃保証諸租研新広支委支管	0	282,616	△ 282,616
光賃保証諸租研新広支委支管	28,512	39,061	△ 10,549
光賃保証諸租研新広支委支管	0	23,140	△ 23,140
光賃保証諸租研新広支委支管	13,982,303	10,402,000	3,580,303
光賃保証諸租研新広支委支管	1,700,299	4,702,879	△ 3,002,580
光賃保証諸租研新広支委支管	570,592	1,171,381	△ 600,789
光賃保証諸租研新広支委支管	838,829	808,722	30,107
光賃保証諸租研新広支委支管	594,499	432,000	162,499
光賃保証諸租研新広支委支管	113,869	65,781	48,088
光賃保証諸租研新広支委支管	0	10,223	△ 10,223
光賃保証諸租研新広支委支管	96,787	228,263	△ 131,476
光賃保証諸租研新広支委支管	1,261	10,668	△ 9,407
光賃保証諸租研新広支委支管	7,451	7,628	△ 177
光賃保証諸租研新広支委支管	0	2,641	△ 2,641
光賃保証諸租研新広支委支管	0	770	△ 770
光賃保証諸租研新広支委支管	0	108	△ 108
光賃保証諸租研新広支委支管	0	2,542	△ 2,542
光賃保証諸租研新広支委支管	487	586	△ 99
光賃保証諸租研新広支委支管	5,996	6,139	△ 143
光賃保証諸租研新広支委支管	26	317	△ 291
光賃保証諸租研新広支委支管	250	1,986	△ 1,736
光賃保証諸租研新広支委支管	5,421	2,302	3,119
光賃保証諸租研新広支委支管	0	980	△ 980
光賃保証諸租研新広支委支管	0	395	△ 395
光賃保証諸租研新広支委支管	9,808	19,129	△ 9,321
光賃保証諸租研新広支委支管	2,974	16,264	△ 13,290
経常費用計	30,623,993	34,372,862	△ 3,748,869
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,748,126	△ 3,311,985	1,563,859
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,748,126	△ 3,311,985	1,563,859

科 目	(2019.1-12月)	(2018.1-12月)	(単位:円)
	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度還付消費税等	0	3,900,700	△ 3,900,700
過年度支払助成金返還額	0	150,826	△ 150,826
過年度経費修正益	432,000	0	432,000
経常外収益計	432,000	4,051,526	△ 3,619,526
(2) 経常外費用			
受取寄付金振替戻入額	0	150,826	△ 150,826
過年度助成金修正損	0	452,677	△ 452,677
経常外費用計	0	603,503	△ 603,503
当期経常外増減額	432,000	3,448,023	△ 3,016,023
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,316,126	136,038	△ 1,452,164
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,316,126	136,038	△ 1,452,164
一般正味財産期首残高	1,737,184	1,601,146	136,038
一般正味財産期末残高	421,058	1,737,184	△ 1,316,126
II 指定正味財産増減の部			
受 取 補 助 金 等	0	△ 3,085,484	3,085,484
過年度助成金修正損	0	△ 3,085,484	3,085,484
受 取 寄 付 金	17,425,759	7,298,770	10,126,989
受 取 特 別 寄 付 金	17,425,759	7,298,770	10,126,989
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	△ 16,382,209	△ 16,138,639	△ 243,570
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	△ 16,382,209	△ 16,138,639	△ 243,570
当期指定正味財産増減額	1,043,550	△ 11,925,353	12,968,903
指定正味財産期首残高	16,981,793	28,907,146	△ 11,925,353
指定正味財産期末残高	18,025,343	16,981,793	1,043,550
III 正味財産期末残高	18,446,401	18,718,977	△ 272,576

正味財産増減計算書内訳表

2019年 1月 1日から2019年12月31日まで

公益財団法人地域創造基金さなぶり

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基金	300		300
基本財産	300		300
事業	9,624,210		9,624,210
受託事業	8,530,210		8,530,210
自主事業	1,094,000		1,094,000
受取補助金	938,537		938,537
受取補助金	938,537		938,537
受取寄附金	17,231,389	838,829	18,070,218
受取寄附金	1,787,717	838,829	2,626,546
受取寄附金	15,443,672		15,443,672
雑収益	242,602		242,602
雑収益	61		61
雑収益	242,541		242,541
経常収益計	28,037,038	838,829	28,875,867
(2) 経常費用			
事業	29,785,164	0	29,785,164
給福会	5,350,493	0	5,350,493
交流会	1,031,994	0	1,031,994
交通減消	823,133	0	823,133
消耗品	15,237	0	15,237
印刷費	2,267,049	0	2,267,049
光賃保諸租新支委支	578,981	0	578,981
管	98,999	0	98,999
給福旅通減光賃保諸租新支委支	265,290	0	265,290
管	144,738	0	144,738
給福旅通減光賃保諸租新支委支	750,815	0	750,815
管	56,279	0	56,279
給福旅通減光賃保諸租新支委支	684,583	0	684,583
管	23,588	0	23,588
給福旅通減光賃保諸租新支委支	787,250	0	787,250
管	82,750	0	82,750
給福旅通減光賃保諸租新支委支	542,279	0	542,279
管	28,512	0	28,512
給福旅通減光賃保諸租新支委支	13,982,303	0	13,982,303
管	1,700,299	0	1,700,299
給福旅通減光賃保諸租新支委支	570,592	0	570,592
管	0	838,829	838,829
給福旅通減光賃保諸租新支委支	0	594,499	594,499
管	0	113,869	113,869
給福旅通減光賃保諸租新支委支	0	96,787	96,787
管	0	1,261	1,261
給福旅通減光賃保諸租新支委支	0	7,451	7,451
管	0	487	487
給福旅通減光賃保諸租新支委支	0	5,996	5,996
管	0	26	26
給福旅通減光賃保諸租新支委支	0	250	250
管	0	5,421	5,421
給福旅通減光賃保諸租新支委支	0	9,808	9,808
管	0	2,974	2,974
経常費用計	29,785,164	838,829	30,623,993
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,748,126	0	△ 1,748,126
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,748,126	0	△ 1,748,126

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度経費修正益	432,000	0	432,000
経常外収益計	432,000	0	432,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	432,000	0	432,000
当期一般正味財産増減額	△ 1,316,126	0	△ 1,316,126
一般正味財産期首残高	1,493,048	244,136	1,737,184
一般正味財産期末残高	176,922	244,136	421,058
II 指定正味財産増減の部			
受 取 補 助 金 等	0	0	0
受 取 助 成 金	0	0	0
受 取 寄 付 金	17,425,759	0	17,425,759
受 取 特 別 寄 付 金	17,425,759	0	17,425,759
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	△ 16,382,209	0	△ 16,382,209
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	△ 16,382,209	0	△ 16,382,209
当期指定正味財産増減額	1,043,550	0	1,043,550
指定正味財産期首残高	16,981,793	0	16,981,793
指定正味財産期末残高	18,025,343	0	18,025,343
III 正味財産期末残高	18,202,265	244,136	18,446,401

財務諸表に対する注記

1、重要な会計方針

- (1)固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産 定率法
 無形固定資産 定額法
- (2)消費税等の会計処理
 税込み方式による。

2、基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金 (多くの市民寄付による設立時資産)	3,000,000	0	0	3,000,000
小計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産				
助成事業財産	13,981,793	17,425,759	16,382,209	15,025,343
小計	13,981,793	17,425,759	16,382,209	15,025,343
合計	16,981,793	17,425,759	16,382,209	18,025,343

3、基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金 (多くの市民寄付による設立時資産)	3,000,000	(3,000,000)	0	0
小計	3,000,000	(3,000,000)	0	0
特定資産				
助成事業財産	15,025,343	(15,025,343)		
小計	15,025,343	(15,025,343)	0	0
合計	18,025,343	(18,025,343)	0	0

4、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次の通りである。

(単位:円)

科目	取得価額	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,773,263	78,731	1,773,259	4
ソフトウェア	151,200	27,719	151,199	1
合計	1,924,463	106,450	1,924,458	5

5、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
公益財団法人日本国際交流センター	634,815	0	634,815	0
FIL Foundation	303,722	0	303,722	0
トヨタ財団	3,119,779	0	0	3,119,779
合計	4,058,316	0	938,537	3,119,779

- 6、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。
 (単位:円)

内容	金額
経常収益への振替額	
支払助成金のための振替額	13,982,303
法人運営経費のための振替額	2,399,906
合計	16,382,209

- 7、関連当事者との取引の内容
 関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

種類	法人等の名称	所在地	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (単位:円)	科目	期末残高 (単位:円)
						役員の兼務等	事業上の関係				
役員等	大滝 精一	—	—	当法人の理事	—	—	当法人の役員	受取寄付金	2,500,000	受取寄付金	2,500,000

貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

1、基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載している。

財産目録

2019年12月31日現在

公益財団法人地域創造基金さなぶり

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	預金	当座預金		92,977
		郵便振替	運転資金として	92,977
		普通預金		2,284,952
		三菱東京UFJ	運転資金として	2,121,296
		七十七銀行	運転資金として	161,886
		仙台銀行	運転資金として	1,202
		東邦銀行	運転資金として	3
		福島銀行	運転資金として	446
		三菱東京UFJ(外貨)	運転資金として	119
		未収金	職員	公益目的事業及び管理目的の業務に従事する職員への経費重複支払分である。
前払金	宮城労働局	公益目的事業及び管理目的の業務に従事する職員の労働保険料である。	2,776	
前払費用	我妻不動産		89,956	
			58,344	
		セコム	公益目的事業及び管理目的の業務に使用している事務所の1月分賃借料である。 公益目的事業及び管理目的の業務に使用している事務所の警備料金等である。 公益目的事業及び管理目的の業務に使用している事務所の火災保険料である。	29,700 1,912
流動資産合計				2,482,559
(固定資産)				
基本財産	定期預金	三菱東京UFJ_770	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業共用の財源として使用している。	3,000,000
特定資産	助成事業財産	助成事業財産(預金)	公1・助成事業の資産として管理している。	15,025,343
その他固定資産	什器備品	パソコン・複合機	(共用財産) うち公益目的保有財産93% うち管理目的の財源として使用する財産7%	57,288
			(共用財産) うち公益目的保有財産93% うち管理目的の財源として使用する財産7%	4
	ソフトウェア	会計ソフト	(共用財産) うち公益目的保有財産93% うち管理目的の財源として使用する財産7%	1
	敷金	我妻不動産	(共用財産) うち公益目的保有財産93% うち管理目的の財源として使用する財産7%	57,283
固定資産合計				18,082,631
資産合計				20,565,190

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)	未払金	アスクール	公益目的事業及び管理目的の業務に使用する事務用消耗品費である。	628,435
		社員立替	公益目的事業及び管理目的の業務に使用した旅費交通費等である。	6,826
		N T T	公益目的事業及び管理目的の業務に使用した固定電話料金である。	134,682
		社会保険料	公益目的事業及び管理目的の業務に従事する職員の社会保険料である。	17,655
		三井住友カード株式会社	公益目的事業及び管理目的の業務に使用した旅費交通費等である。	160,212
		仙台市	公益目的事業及び管理目的の業務に使用した会議室の利用代金である。	104,570
		ワウテック	公益目的事業及び管理目的の業務に使用する名刺管理システムの利用料金である。	105,250
		全国コミュニティ財団協会	公益目的事業及び管理目的の業務の遂行を委託する委託費である。	7,700
		Sonet	公益目的事業及び管理目的の業務に使用したインターネット利用料金である。	90,000
	前受金	中企庁	公1・創業補助金事業の受託事業収益である。	474,977
	預り金	職員 講師等 職員 職員	源泉所得税給与	473,277
			源泉所得税報酬	43,460
			社会保険料	30,681
			住民税	216,936
	未払消費税等	未払消費税		182,200
				542,100
流動負債合計				2,118,789
負債合計				2,118,789
正味財産				18,446,401